

さいたま市契約公報 第 1 1 号 令和 8 年 6 月 1 5 日 発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
--	--

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1 件）

○さいたま市桜区役所構内通話録音装置賃貸借…………… 1

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市デジタル基盤ソフトウェアライセンス…………… 6

競争入札参加資格審査に関する告示（1 件）

○令和 7・8 年度競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果…………… 6

一般競争入札の告示（6 件）

○さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務…………… 6

○さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務…………… 1 0

○さいたま市統合基盤システム番号制度対応中間サーバー

管理・接続端末賃貸借…………… 1 3

○航空写真等データ整備業務…………… 1 6

○地番図データ更新業務…………… 1 9

○さいたま市障害者総合支援センターパーソナルコンピューター等賃貸借… 2 2

公募型プロポーザル方式の手続の開始（1 件）

○さいたま市職員総務管理事務（人事・給与・福利厚生関係事務）

運營業務…………… 2 5

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第 8 5 号

次のとおり特定調達に係る一般競争入札に付します。

令和 8 年 6 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市桜区役所構内通話録音装置賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市桜区道場 4－3－1 さいたま市桜区役所外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 契約期間

契約日（落札者決定後、速やかに契約）から令和 1 3 年 9 月 3 0 日まで

(機器更改に伴う導入作業があるため借入開始前の契約としています。)

(5) 借入期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和8年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種「賃貸」、営業品目「通信放送機器」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)(以下「名簿」という。)に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者(当該営業品目について登載がない者を含む。)は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年6月25日(木)までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者は、この限りではない。

- (5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者は、この限りではない。

- (6) 賃貸借された納入機器を設置し、及び設定し、常時正常な状態又は十分に機能が働く状態に維持し、万一問題が生じた場合には、即座に対応ができる者であること。

- (7) 過去5年間に於いて、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績を有する者

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市桜区道場4-3-1 さいたま市桜区役所区民生活部総務課

担当 防災・総務係 電話 048(856)6123

(2) 交付期間

公告の日から令和8年7月6日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の到達期限及び送付先

ア 到達期限

令和8年7月6日(月)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒338-8586 さいたま市桜区道場4-3-1 さいたま市桜区役所区民生活部
総務課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年7月16日(木)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 8 年 7 月 2 7 日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒 3 3 8 - 8 5 8 6 さいたま市桜区道場 4 - 3 - 1 さいたま市桜区役所区民生活部総務課

(3) 入札参加資格の確認

入札及び開札に立会う者は、競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(4) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 7 月 3 0 日（木）午前 1 0 時 3 0 分

イ 場所

さいたま市桜区道場 4 - 3 - 1 さいたま市桜区役所 4 階第 1 会議室

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(8) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 7 月 3 0 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

(5)イに同じ

(9) 入札の辞退

競争入札参加資格確認結果通知書を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。その際は、入札辞退届を提出すること。

(10) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(11) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条及びさいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 1 5 年さいたま市制定）第 1 7 条に該当する入札は無効とする。

(12) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

(13) 入札事務を担当する課

さいたま市桜区道場 4-3-1 さいたま市桜区役所区民生活部総務課

電話 048 (856) 6123 FAX 048 (856) 6270

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

エ 受付期間

公告の日から令和 8 年 6 月 25 日（木）まで

(4) 契約条項等は、さいたま市桜区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Call recording system for Saitama City Sakura Ward Office premises

(2) Date and time of tender:

July 30, 2026 10:30 a.m.

(3) Contact point for the notice:

General Affairs Division, Department for Daily Life Affairs of the Ward Residents,
Sakura Ward Office, Saitama City

4-3-1 Dojo, Sakura Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 338-8586, Japan

Tel: 048-856-6123 Fax: 048-856-6270

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第 86 号

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 6 月 15 日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 86-1 ②さいたま市デジタル基盤ソフトウェアライセンス ③さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 8 年 5 月 15 日 ⑤株式会社大塚商会 LA 事業部北関東 LA 販売課 課長 菅谷康隆 さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 195 番地 1 ⑥ 618,882,880 円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 8 年 4 月 3 日付けさいたま市公告（調達）第 37 号

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第 936 号

さいたま市水道局告示第 78 号

令和 7・8 年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和 8 年 6 月 1 日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

競争入札参加有資格者数（令和 8 年 6 月 1 日名簿新規登載分）

	市内	県内	県外	合計
物品等	7	10	49	66

※主たる営業所の所在地による

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第 974 号

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 4 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」で登載され、かつ、名簿に登載された主たる営業所又は代理人を置く営業所の所在地が本市内の者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 開札日において、さいたま市の公の施設の指定管理者として指定されている者でないこと。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

入札情報公開システム及びさいたま市ホームページに掲載する。

URL <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p122192.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和 8 年 6 月 2 6 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年6月26日(金)午後4時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで)

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
公民連携推進担当 電話 048(829)1106

(2) 交付日時

令和8年7月1日(水)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年7月6日(月)から令和8年7月7日(火)まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便

により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部公民連携推進担当

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月8日(水) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

(4) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1033 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

電話 048(829)1106 FAX 048(829)1997

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 975 号

さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 10 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 24 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 令和 3 年度以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種業務を受託した実績を有する者であること。

- (7) 開札日において、さいたま市の公の施設の指定管理者として指定されている者でないこと。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札

手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

入札情報公開システム及びさいたま市ホームページに掲載する。

URL <https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p122193.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和８年６月２６日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和８年６月２６日（金）午後４時まで（持参の場合は、休日を除く午前９時から午後４時まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
公民連携推進担当　電話　０４８（８２９）１１０６

(2) 交付日時

令和８年７月１日（水）午前９時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和 8 年 7 月 6 日（月）から令和 8 年 7 月 7 日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒 3 3 0 - 9 5 8 8 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部公民連携推進担当

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 7 月 8 日（水）午前 1 0 時 3 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

(4) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 0 3 3 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 7

(8) 業務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 0 6 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 7

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第982号

さいたま市統合基盤システム番号制度対応中間サーバー管理・接続端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年6月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市統合基盤システム番号制度対応中間サーバー管理・接続端末賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- (3) 数量・特質等
入札説明書のとおり
- (4) 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「賃貸」、営業品目「OA機器・用品」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部
担当 システム標準化・情報システム担当 電話 048（829）1104

(2) 交付期間

告示の日から令和 8 年 6 月 22 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 入札説明書等の返却

交付した入札説明書等は、入札書提出時に返却すること。また、入札を辞退する場合は、入札辞退届の提出と併せて返却すること。なお、入札参加申込み以前に入札しないことが決まった場合は、令和 8 年 6 月 22 日（月）までに速やかに返却すること。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 8 年 6 月 26 日（金）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料 1 月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月7日(火) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月7日(火) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1033 FAX 048(829)1997

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 048(829)1104 FAX 048(829)1985

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧で

きる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 969 号

航空写真等データ整備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 9 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

航空写真等データ整備業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 8 年 7 月 17 日から令和 9 年 3 月 25 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「測量」、業務分類「航空測量」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の告示日において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 JISQ

27001（ISO／IEC27001）の認定を受けている者であること。

- (7) 令和6年度以降に、人口20万人以上の地方自治体において同種業務の契約実績があることを証明した者であること。
- (8) 令和9年1月1日から全ての撮影が終了するまでの間、飛行機等の航空機材、撮影機材等を確保し、指示に従い飛行可能な状態を維持できる者であること。
- (9) 測量士の資格を有する者を恒常的に雇用している者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市建設工事等電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年6月23日（火）午後4時まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年6月23日（火）午後4時まで（持参による提出の場合、さいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後4時まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
担当 家屋・償却資産係 電話 048（829）1576

(2) 交付日時

令和8年6月26日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年7月2日（木）午前9時から令和8年7月3日（金）午後4時まで（持参による提出の場合、休日を除く、午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月6日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課
電話 048（829）1160 FAX 048（829）1986

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

電話 048（829）1576 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第970号

地番図データ更新業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年6月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

地番図データ更新業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「電算」、営業品目「電算業務」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク(JISQ15001)付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001(ISO/IEC27001)の認定を受けている者であること。

(5) 令和6年度以降に、人口20万人以上の地方自治体において同種業務の契約実績があることを証明した者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準(令和7年さいたま市制定)に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書(ICカード)を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年6月23日(火)午後4時まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年6月23日(火)午後4時まで(持参による提出の場合、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後4時まで)

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより令和8年6月26日(金)に交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

担当 土地係 電話 048(829)1185

(2) 交付日時

令和8年6月26日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年7月2日(木) 午前9時から令和8年7月3日(金) 午後4時まで(持参による提出の場合、休日を除く、午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月6日(月) 午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行っ

た者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048 (829) 1160 FAX 048 (829) 1986

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

電話 048 (829) 1185 FAX 048 (829) 1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 926 号

さいたま市障害者総合支援センターパーソナルコンピューター等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 29 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市障害者総合支援センターパーソナルコンピューター等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-7

福祉局障害福祉部障害者総合支援センター

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 1 4 年 1 月 3 1 日まで
(地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「賃貸」、営業品目（大分類）「OA 機器・用品」内の営業品目（小分類）に「OA 機器（パソコン除く）」、「パソコン（付属品含む）」及び「パソコンシステム（配線工事を伴うもの）」のすべてで登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和 8 年 6 月 2 6 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年6月26日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送により交付するものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月あたりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年7月2日（木）から令和8年7月15日（水）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-7

さいたま市福祉局障害福祉部障害者総合支援センター

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月16日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷 7-5-7 さいたま市福祉局障害福祉部障害者総合支援センター

電話 048 (859) 7255 FAX 048 (852) 3272

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議申し立てすることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市福祉局障害福祉部障害者総合支援センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第 983 号

さいたま市職員総務管理事務（人事・給与・福利厚生関係事務）運營業務について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施します。つきましては、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 6 月 11 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市職員総務管理事務（人事・給与・福利厚生関係事務）運營業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所執務室内

(3) 業務概要

さいたま市職員の総務管理事務（人事・給与・福利厚生関係事務）について、効率的、効果的な運営を図るための業務（受付、入力等）の実施

(4) 履行期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(5) スライド条項

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

(7) 本告示日を起算日として過去3年の間に、従業員1,000人以上の法人において、当該業務と同種の契約を締結し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

(8) 本業務の業務責任者及び副業務責任者を、常時配置することが可能な者であること。

3 企画提案に係る実施要項の交付

企画提案書の提出を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、実施要項を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局人事部職員課
担当 厚生係 電話 048（829）1096

(2) 交付期間

令和8年6月15日（月）から令和8年6月24日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、参加表明手続を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、参加表明手続を行っていない者は、参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書 1部

イ 実施要項に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 公募型プロポーザル参加資格確認通知書の交付

参加表明書を提出した者に対し、公募型プロポーザル参加資格確認通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和8年6月26日（金）を目途に発送する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正本1部及び副本11部（複写可））

イ 実施要項に定める書類

(2) 受付期間

令和8年6月29日（月）から令和8年7月13日（月）まで（休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

7 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、本市の定める業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要項の「審査基準及び審査方法」を参照すること。

8 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局人事部職員課

電話 048（829）1096 F A X 048（829）1998

9 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要項による。